

(4) 道民への情報発信

知事記者会見(定例)

- 第Ⅰ期 計68回
 - 第Ⅱ期 計41回
 - 第Ⅲ期 計48回
- } 知事から情報提供

- ・ デジタルサイネージの活用
- ・ 同時手話通訳
- ・ 動画投稿サイト「YouTube」上でのライブ配信
- ・ 会見後、話題パート、質疑パートに分割した動画も配信（令和4年度～）
- ・ 必要に応じてぶら下がり記者会見を実施し、機動的に情報発信



<記者会見の様子>

※ 道民への情報発信に当たっては、データを活用しながら、わかりやすく伝達

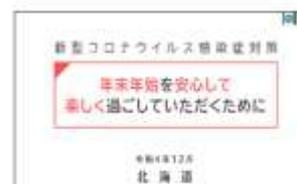


<データを活用した記者会見スライド例>

SNS(Twitter、Facebook、YouTube)

■ SNSを活用した情報発信

SNS	フォロワー	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
Twitter	約11.3万人	1,360回	796回	739回
Facebook	約1.9万人	515回	508回	585回
YouTube	約2.5万人	51回	62回	30回



<年末年始の呼びかけ動画>



■ 道の公式Twitterを活用した啓発

- ・ 年末年始の帰省や旅行での感染対策等を呼びかける動画を配信(R4.12月～R5.1月)
- ・ 冬のイベント参加者に感染対策を呼びかける動画を配信(R5.2月)

■ web広告を活用した啓発(道の公式Twitterと同時配信)

- ・ 年末年始の感染防止行動の呼びかけを配信(R4.12月～R5.1月)
- ・ 成人式参加者に向けた感染防止行動の呼びかけを配信(R5.1月)
- ・ マスク着用の見直しについての動画を配信(R5.3月)



<成人式参加者に向けた呼びかけ>

道ホームページ

■ コロナに関する情報や感染状況等を発信

- ・ 感染状況の公表(毎日)
- ・ 道民の方々への要請内容、対策本部会議の開催状況
- ・ 普及啓発資料(啓発ポスター、感染体験アニメなど)
- ・ コロナの情報をまとめた「サポートサイト」
- ・ コロナの質問に対応するため「チャットボット」を活用
- ・ ワクチンの接種状況やワクチンの情報
- ・ 集団感染の事例や感染された方の体験談
- ・ 振興局ごとの注意喚起状況や共同メッセージ
- ・ ブレークスルー感染事例 など

※ 道の新型コロナウイルス感染症に関するホーム

ページへのアクセス数

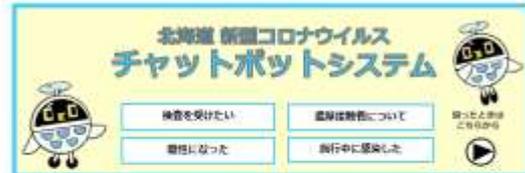
第Ⅰ期:約 1,158万件

第Ⅱ期:約 798万件

第Ⅲ期:約 965万件



<サポートサイト>



<チャットボット>



<アニメによる感染体験談>

■ 「新北海道スタイル」等のホームページで関連データなどを発信

- ・ 新規感染者数などを更新(毎日)
 - ・ 「新北海道スタイル」の取組事例を紹介
 - ・ 第三者認証制度の認証店の利用促進に向けた情報の発信:第三者認証制度のホームページ
- } 新北海道スタイルのホームページ

広報紙「ほっかいどう」 道内約250万部発行

■ 第Ⅰ期

令和2年6月号(R2.5.20発行):特集「いまできること」や道の緊急対策等を掲載

令和2年11月号(R2.10.7発行):特集「ウィズコロナのいまとこれから」を掲載

令和3年1月号(R2.12.19発行):特集「冬の備え 北海道のコロナ対策」を掲載

令和3年3月号(R3.2.22発行):特集「コロナと向き合いながら北海道を元気に」を掲載

■ 第Ⅱ期

令和3年6月号(R3.5.19発行):特集「コロナを乗り越え、北海道の未来を創る」を掲載

令和3年8月号(R3.7.14発行):ワクチン接種、休業・時短等協力支援金の情報等を掲載

令和3年11月号(R3.10.20発行):ワクチン接種のメリット・デメリット、ワクチン差別防止の情報等を掲載

令和4年1月号(R3.12.17発行):年末年始の感染防止行動、後遺症への理解の呼びかけ等を掲載

■ 第Ⅲ期

令和4年3月号(R4.2.23発行):自身や知人が感染した時の対応、ワクチン交互接種の呼びかけを掲載

令和4年6月号(R4.5.25発行):ワクチン3回目接種、新北海道スタイルアイデアコンテストの情報を掲載

令和4年8月号(R4.7.20発行):療養解除日カレンダーの利用案内、ワクチン追加接種の情報を掲載

令和4年11月号(R4.10.19発行):北海道陽性者健康サポートセンターやワクチン小児接種の情報を掲載

令和5年1月号(R4.12.15発行):基本的な感染防止行動の再徹底、発熱への備え等の情報を掲載

令和5年3月号(R5.2.16発行):基本的な感染防止行動の徹底、セルフケアのポイント等を掲載



道政広報番組「知るほど！なるほど！北海道」



■ 第Ⅰ期

- 令和2年10月10日：感染防止策とコロナを踏まえた経済活動等について情報発信
- 令和2年12月19日：感染リスクの高まる場面や冬の換気等について情報発信
- 令和3年2月20日：生活環境が変わる季節における感染対策、テレワークの取組等について情報発信

■ 第Ⅱ期

- 令和3年7月17日：ワクチン接種、感染者への誹謗中傷防止の呼びかけ等について情報発信
- 令和3年10月23日：ワクチン接種のメリット・デメリット、ワクチン差別防止等について情報発信
- 令和3年12月18日：年末年始の感染防止行動、ワクチン3回目接種について情報発信



■ 第Ⅲ期

- 令和4年2月26日：まん延防止等重点措置に伴う感染防止行動の徹底を呼びかける知事メッセージを放映
- 令和4年5月28日：ワクチン3回目接種の呼びかけ、北海道スタイルアイデアコンテストについて情報発信
- 令和4年7月30日：基本的感染防止行動の実践、ワクチン接種を呼びかける知事メッセージを放映
- 令和4年10月22日：北海道陽性者登録センター及び北海道陽性者健康サポートセンター等について情報発信
- 令和4年12月17日：コロナとインフルエンザの同時流行に備えた対応等について情報発信

新聞、フリーペーパー広告掲載

■ 第Ⅰ期

- 令和2年5月：札幌との不要不急の往来自粛要請（道新・朝日・毎日・読売・日経 ※以下、主要5紙と記載）
- 令和2年10月：インフルエンザワクチン優先接種への協力を呼びかけ（道新・朝日・毎日・読売）
- 令和2年11月：発熱患者の外來受診方法の周知（R2.12.26まで毎週土曜掲載）（主要5紙）
不要不急の外出・往来自粛の呼びかけ（主要5紙ほか地方紙12紙）
- 令和2年12月：冬の感染対策及び北海道コロナ通知システムの周知（主要5紙ほか地方紙12紙）
「みなさんの赤れんが」にて感染防止対策等を周知（道新・朝日・毎日・読売）



■ 第Ⅱ期

- 令和3年4月から偶数月の最終木曜：「北海道ビジネスページ」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載（日経）
- 令和3年5月：緊急事態宣言発令中の外出自粛の呼びかけ、ワクチン接種情報（道新・朝日・毎日・読売）
緊急事態宣言発令中の外出自粛の呼びかけ（主要5紙ほか地方新聞協会加盟11紙）
- 令和3年5月から毎月第2日曜：「みなさんの赤れんが」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載（道新・朝日・毎日・読売）
- 令和3年7月～8月：感染防止行動の徹底、ワクチン接種検討の呼びかけ（地方新聞協会加盟11紙）

■ 第Ⅲ期

- 毎月第2日曜（4月除く）：「みなさんの赤れんが」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載（道新・朝日・毎日・読売）
- 偶数月の最終木曜：「北海道ビジネスページ」にて新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載（日経）
- 令和4年12月：年末年始における道民の皆様へのお願い（道新・朝日・毎日・読売）
- 令和5年1月：年末年始における道民の皆様へのお願い（各地方新聞）
冬の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い（フリーペーパー「おしゃべりBOX neo」）

TV・ラジオコマーシャル

令和2年4月28日～5月6日 外出自粛要請(民放5局・計約600回放送)

令和2年10月6日～10月20日 インフルエンザワクチン優先接種の協力呼びかけ
(民放4局・計4回、民放2ラジオ局・計20回放送)

令和2年11月9日～12月31日 発熱患者の外来受診方法の周知(民放4ラジオ局・計128回放送)

令和2年12月11日～令和3年1月16日 冬の感染対策及び北海道コロナ通知システムの周知
(民放5局・計371回放送)

令和3年5月21日～5月22日 緊急事態宣言発令に伴う知事メッセージ(民放4ラジオ局・計22回放送)

メールマガジンなど

- 毎週木曜発信～ メールマガジン「Do・Ryoku」
・ 感染防止対策やワクチン接種、各種支援等の総合情報を発信
- 不定期発信～ ブログ「超！！旬ほっかいどう」
・ 道からの要請内容を情報発信(期間内9回発信)
- 不定期発信 メールマガジン「NHSニュース」(北海道スタイル推進協議会)
・ 感染防止対策への協力呼びかけや取組事例紹介など、会員へ発信(計58回配信)

ピクトグラム(啓発素材)の作成

令和2年5月14日 道民向け23種類、事業者向け7種類を公開

令和2年10月16日 差別・偏見防止2種類を追加

令和2年12月18日 冬バージョン(道民向け21種類、事業者向け1種類)を追加



民間企業との連携

- 街頭大型ビジョン(札幌市内5～7箇所)やケーブルテレビでの知事メッセージ動画等の放送
- デジタルサイネージや店内放送による呼びかけやレシートを活用した感染防止対策の呼びかけ
- 自動販売機の電光掲示板を活用した感染防止対策への呼びかけ
- 店内でのポスター、チラシの掲示・設置 など
- 道からの要請内容をお知らせするためのホームページ用バナーを道内事業者へ掲載を依頼
- 道内プロスポーツチームと連携し、スポーツイベントで偏見や差別をなくすよう呼びかけるチラシを配布
- 北海道コンサドーレ札幌の協力による差別・偏見をなくすよう呼びかける動画メッセージをYouTubeで配信
- 北海道に縁のある著名人の音声による啓発メッセージを作成し、集客施設等で呼びかけを実施
- ヤフーやドミンゴのサイトを活用した情報発信
- 道と包括連携協定を結ぶ企業やほっかいどう応援団会議参加企業を通じた感染拡大防止に向けた呼びかけ
- 駅、空港、フェリーターミナルでの感染防止を呼びかける館内放送の実施 など



<街頭大型ビジョンの活用>



<自動販売機の活用>



<新千歳空港サイネージ>

普及啓発の主な取組(第Ⅰ期)

■新型コロナウイルスに関する情報や相談窓口の周知

- ・令和2年2月～ 道ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を公開(多言語での公開)
- ・令和2年4月 新型コロナウイルスに関する新聞折り込みチラシを発行(主要5紙、各地方紙計157万部)
- ・令和2年11月 発熱患者の事前相談ポスターを市町村等へ配布(約16,000枚)

■感染防止に関する注意喚起

- ・令和2年4月～5月 TVコマーシャルによる外出自粛の呼びかけ
- ・令和2年4月～ 信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信(北海道警察、北海道開発局との連携)
- ・令和2年5月 ビクトグラム(啓発資材)を公開(道民向け23種類、事業者向け7種類)
- ・令和2年5月 新聞広告による札幌との不要不急の往来自粛の呼びかけ
- ・令和2年10月 すすきの地区で注意喚起のチラシ配布
- ・令和2年10月 普及啓発資料を市町村、公共施設等へ配布(約10万枚)
- ・令和2年11月 集中対策期間啓発ポスターを作成し、駅・空港等へ配布(19箇所)
- ・令和2年12月 ビクトグラム・冬バージョン(道民向け21種類、事業者向け1種類)を追加
- ・令和2年12月 「新しいお酒のマナー」チラシを成人式向けに配布(約18,000枚)



■差別・偏見に関する啓発

- ・令和2年10月 ビクトグラム・差別・偏見防止用2種類を追加
- ・令和2年11月 差別・偏見防止ポスターを作成し、道内小中学校等へ配布(約16,000枚)

■インフルエンザワクチン優先接種への協力の呼びかけ

- ・令和2年10月 新聞広告、TV・ラジオコマーシャルで協力の呼びかけ

普及啓発の主な取組(第Ⅱ期)

■感染防止に関する注意喚起

- ・道の対策に併せて啓発ポスターを作成し、駅・空港・応援団企業等へ配布

【飲食の場面に関する啓発】

- ・令和3年3月～4月 飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信
- ・令和3年3月～ 「黙食」や飲食の場面で注意を呼びかける啓発資材・ポスターをホームページに掲載
- ・令和3年7月～9月 若年層などに向けた飲食の場面での注意を呼びかける動画をSNSで発信

【新成人へ向けた啓発】

- ・令和3年5月、8月、12月 成人式の参加者に感染防止啓発チラシを配布

【年度末・年度始めに向けた啓発】

- ・令和3年3月～4月 啓発チラシを各市町村転入手続き窓口や大学等にて配布
- ・令和3年4月 コロナ感染防止啓発パネル展を開催

【道外の方に向けた啓発】

- ・令和3年7月～8月 羽田空港ビルディング株式会社の協力による羽田空港ビルの館内放送で啓発を実施
- ・令和3年7月 羽田空港において知事が空港利用者のPCR検査の受検を啓発
- ・令和3年7月～9月 北海道に関心のある首都圏在住の方へ感染防止対策の徹底についてSNSで発信
- ・令和3年7月～9月 道外の方に向けた知事メッセージ動画の配信



■差別・偏見に関する啓発

- ・令和3年6月 北海道コンサドーレ札幌の協力による動画メッセージをYouTubeで配信
- ・令和3年9月 道の新型コロナ人権相談窓口寄せられた相談事例をホームページに掲載
- ・令和3年9月 差別・偏見防止チラシを市町村等へ配布

■ワクチン接種に関する啓発

- ・令和3年10月 ワクチン接種啓発チラシの学校等への配布、コンビニ等への配架
- ・令和3年10月～11月 Yahoo!Japan(スマホ版)ブランドパネルにバナー広告を掲載



普及啓発の主な取組(第三期)

■感染防止に関する注意喚起

- ・道の対策に併せて啓発ポスターを作成し、駅・空港・応援団企業等へ配布
- ・令和4年10月 知事の感染体験談をSNSで発信

【新成人・若者へ向けた啓発】

- ・令和4年2月 若者向けに基本的な感染防止行動の徹底を呼びかけるターゲティング広告実施
- ・令和5年1月 成人式の参加者に向けた感染防止行動の呼びかけをweb広告で配信

【道外の方に向けた啓発】

- ・令和4年5月、8月 北海道に関心のある首都圏在住の方へ感染防止対策の徹底についてSNSで発信
- ・令和4年5月 道外の方に向けた知事メッセージ動画の配信
- ・令和4年8月 首都圏のどさんこプラザにおける知事メッセージ動画の配信

■差別・偏見に関する啓発

- ・令和4年2月 道の新型コロナ人権相談窓口に寄せられた相談事例をホームページに掲載
- ・令和4年2月 差別・偏見防止チラシを市町村等へ配布
- ・令和4年3月 差別・偏見の防止を訴えるバナー広告の掲出

■ワクチン接種に関する啓発

- ・令和4年4月、5月、12月 映画館において知事メッセージ動画の上映
- ・令和4年5月～6月 札幌市と共同で地下鉄全線全車両への中刷屏広告
- ・令和4年7月 大学生と専門家とのワクチン接種座談会の開催
- ・令和4年8月～12月 地下鉄車内へのポスター掲示、JR車内・駅構内へのポスター掲示
- ・令和4年11月 小児・乳幼児のワクチン接種座談会の開催



■マスク着用の見直しに関する啓発

- ・令和5年3月 SNSや街頭ビジョン等での啓発のほか、リーフレット・チラシ等の市町村等への配布
- ・令和5年3月 卒業式や学校教育活動におけるリーフレットを作成し、児童生徒、保護者に配布

各地域における主な啓発

- 地域FM番組を通じた呼びかけ(上川)
- 啓発用リーフレットの作成、配布(渡島、留萌)
- 若者向けリーフレットによる大学での啓発(空知)
- 若い世代に向けた新聞広告の実施(渡島)
- ワクチン接種広報ポスターを管内の大規模商業施設や大学等で掲示(胆振)
- 庁舎内のデジタルサイネージでの啓発(上川)
- コミュニティFMや各駅、公共施設のデジタルサイネージ等による啓発(空知)
- 自宅療養に備えた情報をまとめたリーフレットを作成し配布(渡島)
- 年末年始における感染防止行動の徹底を呼びかけるメッセージを発信(石狩)
- コロナとインフルエンザの同時流行への注意喚起(宗谷)
- 振興局管内市町村との連携



<ワクチンポスターの掲示【胆振】>

- ・共同メッセージの発信(根室、オホーツク)
- ・振興局、役場職員によるリレーメッセージ動画の制作(石狩)
- ・第三者認証の取得促進に向けた連携(空知)
- ・防災無線等による注意喚起(根室)
- ・役場内の集団感染時対応事例集の共同作成(日高)
- ・夏祭りにおける感染予防対策の周知(日高) など



<市町村長と連名メッセージ【林-檜】>

(5) 検査体制の状況

地域外来・検査センターの設置

設置時期	設置場所
令和2年 5月～	札幌市①※1、苫小牧市※2、函館市※4
令和2年 6月～	江別市※2
令和2年 7月～	千歳市※2、札幌市②※1
令和2年 8月～	北見市※1
令和2年 9月～	北広島市※2、室蘭市※2
令和2年10月～	帯広市※2、石狩市※4
令和2年11月～	旭川市※4、恵庭市※2、小樽市①※1、札幌市③※1、釧路市※3
令和2年12月～	美幌町※2、小樽市②※1
令和3年 6月～	札幌市④※1
令和5年5月7日までに 全センター終了	※1 R5.3.30以前に廃止（7箇所） ※2 R5.3.31で廃止（8箇所） ※3 R5.4.30で廃止（1箇所） ※4 R5.5.7で廃止（3箇所）

注) ○付き数字は同一市内での設置が所目を示している。

PCR検査等可能数

(単位：件)

検査機関		1日当たりの検査可能検体数					
		R2 10/31	R3		R4		R5 3/31
			4/30	10/31	4/30	10/31	
衛生 研究所 ・ 保健所	道立衛生研究所	340	440	440	480	480	480
	道立保健所(10力所)※	400	800	800	1,000	1,000	1,000
	札幌市衛生研究所	120	120	120	120	120	120
	旭川市保健所	30	30	150	300	150	150
	函館市衛生試験所	40	100	170	170	170	170
	小樽市保健所	20	100	250	270	270	270
	小計	850	1,590	1,930	2,340	2,190	2,190
医療機関		430	2,020	5,920	6,141	6,754	6,754
民間検査機関等		1,270	3,350	6,830	8,178	8,178	8,178
合計		2,550	6,960	14,680	16,559	17,122	17,122

※岩見沢、倶知安、室蘭、苫小牧、渡島、上川、稚内、北見、帯広、釧路

R5.3.31現在

発熱者等診療・検査医療機関

＜発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関の指定＞

指 定 時 期	指定診療・検査医療機関数
令和2年10月31日現在	626か所
令和3年 3月31日現在	844か所
令和3年10月31日現在	933か所
令和4年 4月30日現在	1,021か所
令和4年10月31日現在	1,116か所
令和5年 3月31日現在	1,171か所
令和5年 6月 7日現在	1,388か所

＜二次医療圏別の医療機関数内訳(令和5年6月7日現在)＞

(単位：か所)

南渡島	南檜山	北渡島檜山	札幌	後志	南空知	中空知
130	7	8	601	91	45	14
北空知	西胆振	東胆振	日高	上川中部	上川北部	富良野
7	42	40	17	112	18	10
留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室
15	14	52	21	79	55	10

無 料 検 査 事 業

＜感染に不安を感じる無症状の方などを対象とした検査＞

時 点	登録事業所数
令和3年12月28日(事業開始)時点	10か所
令和4年3月31日現在	619か所
令和5年3月31日現在	784か所
令和5年5月7日現在	774か所

＜登録事業所数(三次医療圏別:令和5年5月7日現在)＞

(単位：か所)

道南	道央	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	計
66	450	110	31	59	58	774

＜検査件数(三次医療圏別:令和3年12月28日から令和5年5月7日の累計)＞

(単位：件数)

道南	道央	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	計
166,897	590,079	117,209	16,059	38,246	18,247	946,737

(6) 医療提供体制の状況

入 院

(単位:床)

三 次 医療圏	即応病床数(うち重症者用)								フェーズ
	R2年 8/1~	10/1~	11/1~	11/9~	11/12~	12/1~	R3年 2/1~	3/1~	
道 南	60 (6)	60 (6)	60 (6)	60 (6)	60 (6)	93 (11)	105 (11)	106 (11)	① 8/1~ ② 12/1~
道 央	360 (58)	358 (55)	367 (55)	541 (69)	541 (69)	677 (64)	705 (69)	684 (55)	① 8/1~ ② 11/9~ ③ 12/1~ ④ 3/1~
道 北	65 (20)	61 (19)	77 (20)	172 (26)	172 (26)	207 (22)	207 (22)	207 (22)	① 8/1~ ② 11/9~
オホーツク	33 (3)	33 (3)	33 (3)	33 (3)	33 (3)	58 (3)	75 (3)	48 (3)	① 8/1~ ② 12/1~ ③ 3/1~
十 勝	58 (4)	58 (4)	58 (4)	58 (4)	105 (12)	118 (8)	120 (8)	120 (4)	① 8/1~ ② 12/1~ ③ 3/1~
釧路・根室	52 (6)	52 (6)	52 (6)	52 (6)	52 (6)	73 (6)	79 (6)	80 (6)	① 8/1~ ② 12/1~
全道合計	628 (97)	622 (93)	647 (94)	916 (114)	963 (122)	1,226 (114)	1,291 (119)	1,245 (101)	

□ フェーズ1 □ フェーズ2 ■ フェーズ3

(参考) 最大確保 病床数	1,767 (182)	1,811 (182)	1,811 (182)	1,811 (182)	1,811 (182)	1,811 (182)	1,827 (161)	1,863 (161)	
---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--

(単位:床)

三 次 医療圏	即応病床数(うち重症者用)								フェーズ
	R3年 4/1~	4/28~	5/6~	5/10~	6/1~	6/16~	7/12~	8/18~	
道 南	106 (11)	106 (11)	106 (11)	179 (29)	187 (30)	187 (30)	124 (14)	193 (30)	① 4/1~ ② 5/10~ ③ 7/12 ④ 8/18~
道 央	722 (68)	722 (68)	850 (80)	850 (80)	1,039 (73)	1,146 (79)	976 (72)	1,050 (75)	③ 4/1~
道 北	200 (22)	200 (22)	200 (22)	345 (29)	302 (18)	302 (18)	188 (12)	302 (18)	② 4/1~ ③ 5/10~ ④ 7/12 ⑤ 8/18~
オホーツク	48 (3)	58 (3)	58 (3)	114 (3)	126 (3)	126 (3)	118 (3)	118 (3)	① 4/1~ ② 4/28~ ③ 5/10~
十 勝	120 (4)	120 (4)	120 (4)	125 (11)	125 (11)	125 (11)	124 (10)	129 (11)	① 4/1~ ② 5/10~ ③ 7/12 ④ 8/18~
釧路・根室	86 (6)	86 (6)	86 (6)	196 (10)	202 (10)	202 (10)	92 (10)	202 (6)	② 4/1~ ③ 5/10~ ④ 7/12 ⑤ 8/18~
全道合計	1,282 (114)	1,292 (114)	1,420 (126)	1,809 (162)	1,981 (145)	2,088 (151)	1,622 (121)	1,994 (143)	

□ フェーズ1 □ フェーズ2 ■ フェーズ3

(参考) 最大確保 病床数	1,826 (162)	1,809 (162)	1,809 (162)	1,809 (162)	1,981 (145)	2,088 (151)	1,995 (148)	1,994 (143)	
---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--

(単位:床)

三 次 医療圏	即応病床数(うち重症者用)								フェーズ
	R3年 10/1~	10/18~	12/1~	R4年 1/11~	1/18~	2/21~	3/14~	3/22~	
道 南	123 (14)	88 (12)	92 (12)	96 (12)	122 (14)	126 (14)	133 (14)	133 (14)	②10/1~ ①10/18~ ②1/18~
道 央	894 (56)	697 (43)	735 (46)	754 (46)	887 (55)	1,018 (63)	1,022 (63)	958 (55)	②10/1~ ①10/18~ ②1/18~ ③2/21~ ②3/22~
道 北	253 (14)	107 (12)	174 (14)	174 (14)	233 (14)	233 (14)	233 (14)	235 (14)	②10/1~ ①10/18~ ②1/18~
オホーツク	78 (3)	48 (3)	36 (3)	36 (3)	54 (3)	54 (3)	54 (3)	55 (3)	②10/1~ ①10/18~ ②1/18~
十 勝	130 (10)	130 (6)	130 (6)	145 (6)	145 (10)	145 (10)	157 (10)	157 (10)	②10/1~ ①10/18~ ②1/18~
釧路・根室	106 (6)	44 (6)	44 (6)	50 (6)	106 (6)	113 (6)	113 (6)	115 (6)	②10/1~ ①10/18~ ②1/18~
全道合計	1,584 (103)	1,114 (82)	1,211 (87)	1,255 (87)	1,547 (102)	1,689 (110)	1,712 (110)	1,653 (102)	

□ フェーズ1 □ フェーズ2 ■ フェーズ3

(参考) 最大確保 病床数	2,001 (137)	2,000 (137)	2,028 (134)	2,065 (134)	2,065 (134)	2,075 (134)	2,091 (134)	2,133 (134)	
---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--

(単位:床)

三 次 医療圏	即応病床数(うち重症者用)								フェーズ
	R4年 4/22~	6/8~	7/1~	8/1~	8/12~	8/19~	10/1~	10/17~	
道 南	138 (14)	151 (14)	119 (12)	163 (14)	163 (14)	233 (30)	156 (6)	144 (12)	②4/22~ ①7/1~ ②8/1~ ③8/19~ ②10/1~ ①10/17~
道 央	976 (59)	1,017 (59)	870 (47)	1,019 (56)	1,228 (69)	1,228 (69)	1,046 (56)	919 (47)	②4/22~ ①7/1~ ②8/1~ ③8/12~ ②10/1~ ①10/17~
道 北	236 (14)	241 (14)	195 (14)	241 (14)	241 (14)	311 (17)	276 (14)	236 (14)	②4/22~ ①7/1~ ②8/1~ ③8/19~ ②10/1~ ①10/17~
オホーツク	55 (3)	60 (5)	42 (5)	52 (5)	52 (5)	124 (5)	53 (5)	44 (5)	②4/22~ ①7/1~ ②8/1~ ③8/19~ ②10/1~ ①10/17~
十 勝	157 (10)	158 (10)	159 (6)	159 (10)	166 (11)	169 (11)	165 (10)	165 (6)	②4/22~ ①7/1~ ②8/1~ ③8/12~ ②10/1~ ①10/17~
釧路・根室	113 (6)	122 (6)	50 (6)	113 (6)	113 (6)	193 (6)	113 (6)	95 (6)	②4/22~ ①7/1~ ②8/1~ ③8/19~ ②10/1~ ①10/17~
全道合計	1,675 (106)	1,749 (108)	1,435 (90)	1,747 (105)	1,963 (119)	2,258 (138)	1,809 (97)	1,603 (90)	

□ フェーズ1 □ フェーズ2 ■ フェーズ3

(参考) 最大確保 病床数	2,147 (138)	2,212 (140)	2,228 (140)	2,248 (140)	2,253 (138)	2,258 (138)	2,297 (120)	2,306 (124)	
---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--

(単位:床)

三 次 医療圏	即応病床数(うち重症者用)							フェーズ
	11/7~	11/14~	12/24~	R5年 2/1~	2/6~	2/20~	3/1~	
道 南	150 (12)	223 (10)	254 (14)	266 (14)	211 (14)	194 (12)	194 (12)	①11/17~ ③11/14~ ② 2/ 6~ ① 2/20~
道 央	1,037 (56)	1,228 (69)	1,307 (72)	1,154 (57)	1,154 (57)	1048 (48)	1,027 (48)	②11/7~ ③11/14~ ② 2/1~ ① 2/20~
道 北	291 (14)	334 (15)	345 (15)	301 (14)	301 (14)	267 (14)	267 (14)	②11/7~ ③11/14~ ② 2/1~ ① 2/20~
オホーツク	53 (5)	135 (5)	139 (5)	82 (5)	82 (5)	91 (5)	57 (5)	①11/7~ ③11/14~ ② 2/1~ ① 3/ 1~
十 勝	165 (10)	171 (11)	179 (12)	168 (10)	168 (10)	168 (6)	168 (6)	②11/7~ ③11/14~ ② 2/1~ ① 2/20~
釧路・根室	95 (6)	193 (6)	184 (6)	109 (6)	109 (6)	95 (6)	95 (6)	①11/7~ ③11/14~ ② 2/1~ ① 2/20~
全道合計	1,791 (103)	2,284 (116)	2,408 (124)	2,080 (106)	2,025 (106)	1,863 (91)	1,808 (91)	

□ フェーズ1 □ フェーズ2 □ フェーズ3

(参考) 最大確保 病床数	2,312 (124)	2,284 (116)	2,408 (124)	2,429 (122)	2,429 (122)	2,426 (122)	2,410 (122)		
---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--	--

宿泊療養施設

圏域	宿泊療養施設確保数(単位:室)									
	R2.6.1	R2.12.1	R3.4.1	R3.6.1	R3.7.1	R3.9.1	R3.11.1	R4.4.1	R4.10.1	R5.4.1
道央	930	1,270	1,270	1,500	1,760	1,475	1,605	1,275	1,275	1,145
道南	0	110	330	330	330	330	330	330	330	220
道北	0	90	90	200	200	200	200	200	200	110
十勝	0	190	190	190	190	190	190	190	190	190
オホーツク	0	55	55	55	55	55	55	100	100	100
釧路・根室	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合計	930	1,835	2,055	2,395	2,655	2,370	2,500	2,215	2,215	1,885

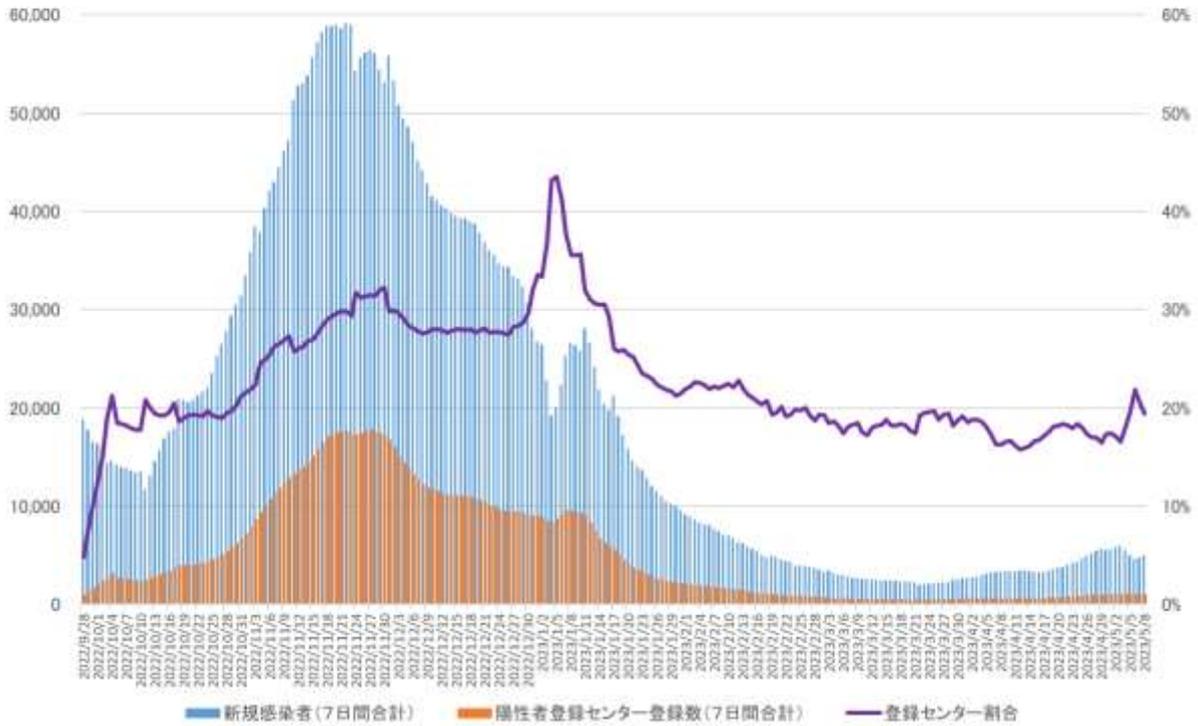
臨時医療施設

	圏 域	開設期間	所 在 地	受入可能数 R5.3.31現在
1	道 央	R3.9.10~	札 幌 市	14床

陽性者登録センター

新規感染者数・
陽性者登録センター登録数
(7日間合計) (人)

登録センター
登録割合
(7日間平均)



(7) ワクチンの接種状況

新型コロナワクチン接種の取組状況等 (接種率等)

1. ワクチン接種状況 (医療従事者等分を含む。5/8現在)

<オミクロン株対応ワクチン接種の状況>

区分	接種者数	接種率	<参考> 区分	接種者数	接種率
北海道	2,590,122	50.0%	全国	56,709,130	45.0%
うち65歳以上	1,287,797	76.9%	うち65歳以上	27,369,470	76.2%

<接種回数毎の接種の状況 ※全年代(5歳以上11歳以下の小児への接種分を含む)>

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目	
	接種者数	接種率								
北海道	4,358,723	84.1%	4,299,332	82.9%	3,699,917	71.4%	2,687,661	51.8%	1,449,078	28.0%
うち65歳以上	1,583,705	94.6%	1,579,926	94.4%	1,529,864	91.4%	1,412,388	84.4%	1,133,964	67.7%
うち小児	56,617	21.1%	54,757	20.4%	27,074	10.1%	3,601	1.3%	—	—

※接種率は令和4年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合は接種率は含まない)。また、1・2回目接種における医療従事者等は首相官邸HP公表値による。実際の接種率より低い場合等があることに留意。

新型コロナワクチン接種の取組状況等 (接種の促進)

2. ワクチン接種における道の取組状況 (北海道ワクチン接種センターの接種体制)

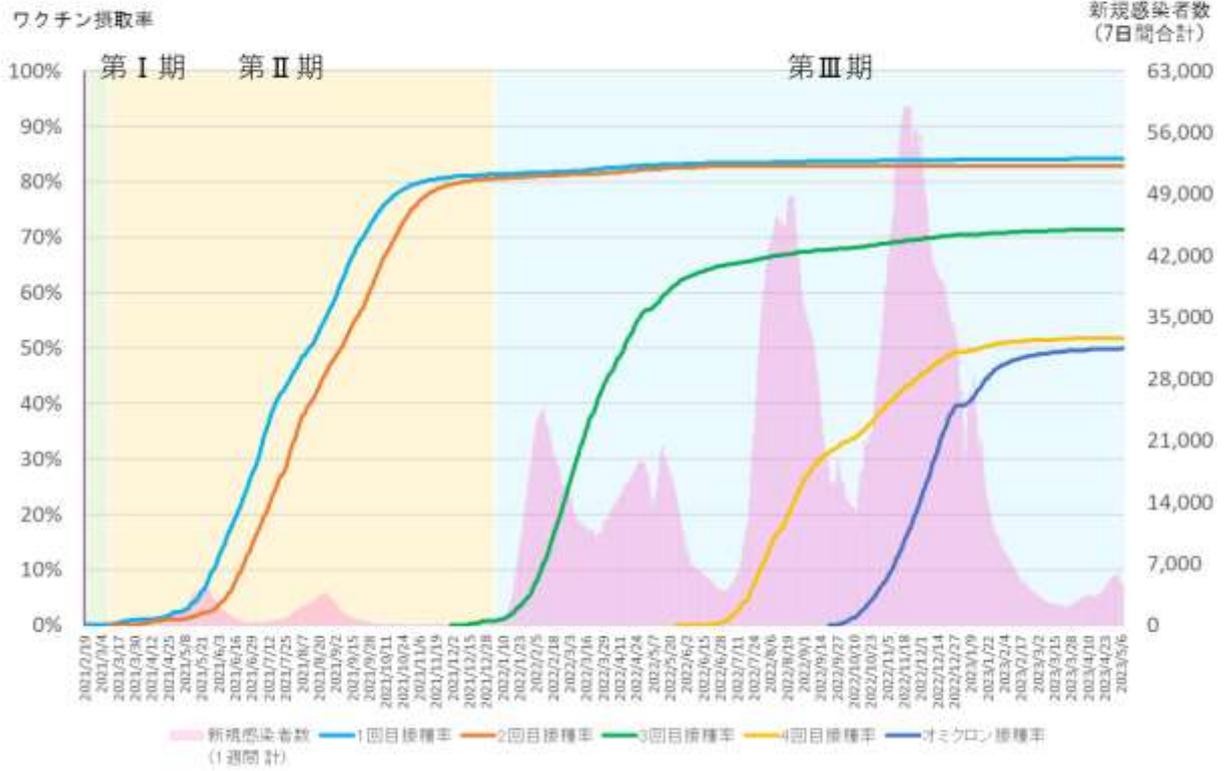
【概要】

接種会場	ホテルエミシア札幌(札幌市厚別区厚別中央2条5丁目)
接種体制	運営：北海道新型コロナワクチン集団接種会場運営委託業務受託コンソーシアム 協力機関：北海道医師会、札幌医科大学、北海道薬剤師会、北海道看護協会等

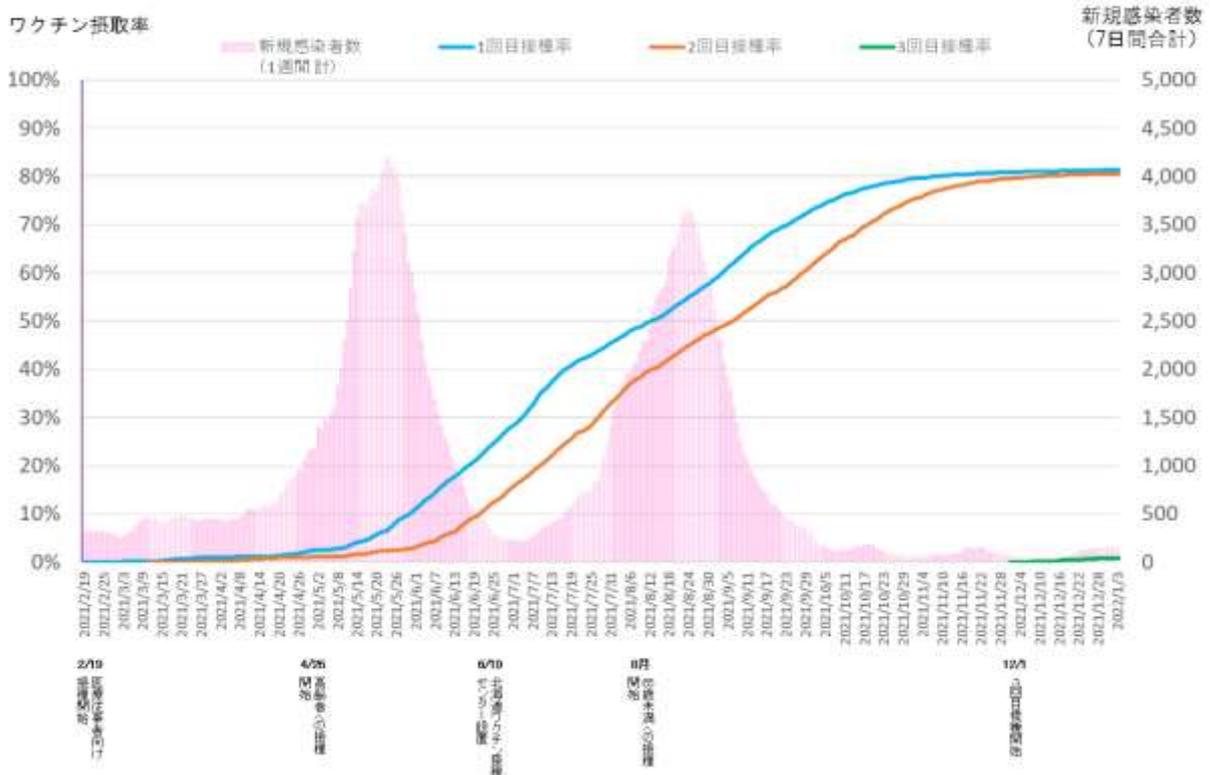
【接種状況】

クール	期間	ワクチン	延べ日数	接種回数	年度計
第1クール	令和3年 6月19日～ 8月13日	武田/モデルナ	56	39,092	86,786
第2クール	令和3年 8月23日～10月21日	武田/モデルナ	60	40,902	
	令和3年 9月11日～ 9月12日	アストラゼネカ	2	182	
第3クール	令和4年 2月11日～ 3月27日	武田/モデルナ	17	6,610	
第4クール	令和4年 4月 9日～ 5月29日	武田/モデルナ	19	4,331	
第5クール	令和4年 6月 5日～ 9月25日	武田(ノババックス)	17	2,582	
	令和4年 7月 2日～ 8月27日	モデルナ	10	2,193	
第6クール	令和4年10月 8日～12月18日	武田(ノババックス)	15	2,028	16,938
	令和4年10月29日～12月17日	ファイザー2価(BA.4/5)	10	3,568	
第7クール	令和5年 1月14日～ 3月25日	ファイザー2価(BA.4/5)	18	1,740	
	令和5年 1月15日～ 3月26日	武田(ノババックス)	6	496	

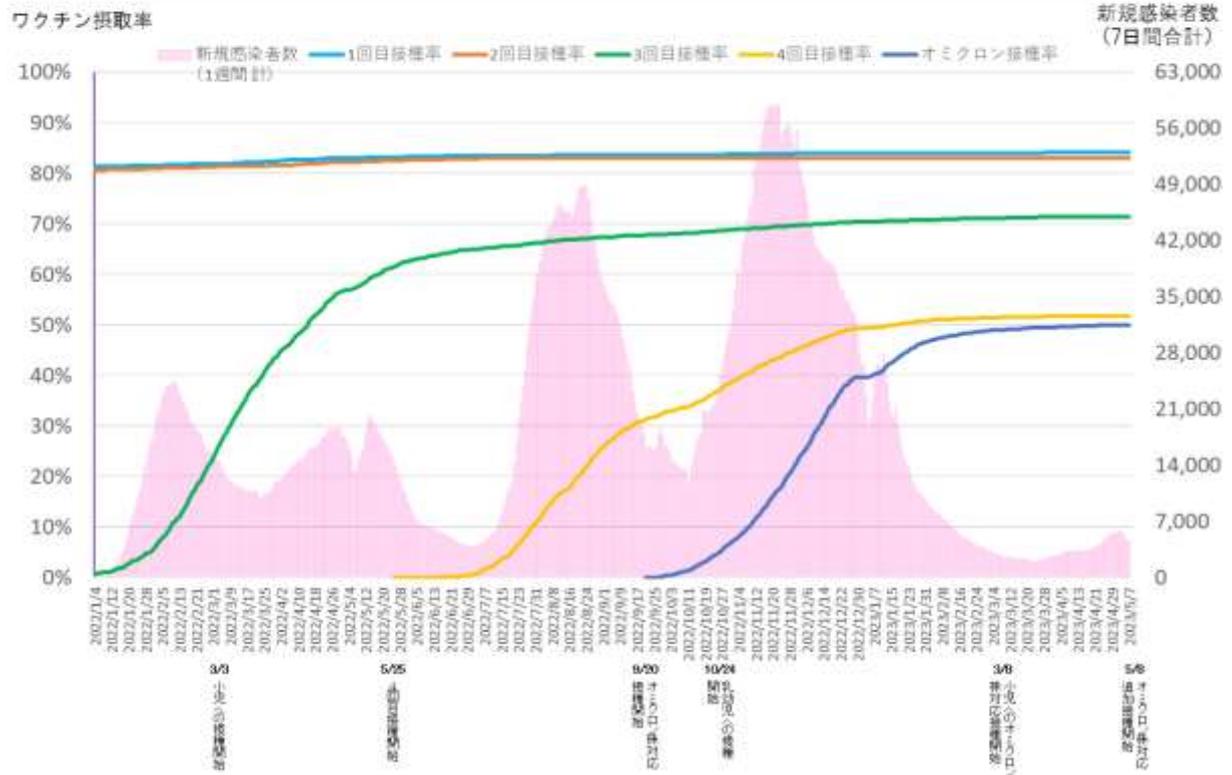
新型コロナワクチンの接種率



新型コロナワクチンの接種率 第Ⅰ期・第Ⅱ期



新型コロナワクチンの接種率 第Ⅲ期



(8) 道民・事業者等への要請内容の変遷

※色区分

第Ⅰ期	～ (R2.1～R3.3頃) 毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期から特性や感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期
第Ⅱ期	～ (R3.3頃～R4.1頃) アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期
第Ⅲ期	～ (R4.1頃～R5.5頃) オミクロン株に対応した時期

年月日	要請内容等
令和2年 2月28日	● 【北海道独自】「新型コロナウイルス緊急事態宣言」 (2/28～3/19) ・週末の外出を控えることを呼びかけ
令和2年 4月8日	● 新型コロナウイルス感染症集中対策期間 (4/8～4/16) ・手洗いと咳エチケットの徹底 ・外出する際の3つの事項の確認 ・集団感染の要因となる「3つの密」を避ける
令和2年 4月17日	● 「北海道」における緊急事態措置 (4/17～5/25) ・「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」 ・生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛。札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛 ・「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛 ・人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていく 等
令和2年 5月25日	● 感染拡大防止に向けた取組 (5/25～5/31) ・不要不急の外出自粛、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛要請 ・施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請 ・新しい生活様式の実践
令和2年 5月26日	● 新北海道スタイル (5/26～R5.5/7) ・北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続や拡大に繋げていくための新しいライフスタイルやビジネススタイル ・5/26 「新北海道スタイル」キックオフミーティング開催 ・6/26 新北海道スタイル推進協議会設立
令和2年 6月1日	● 感染症対策に関する基本方針 (6/1～7/31) ・「新北海道スタイル」実践による感染拡大の防止 ・施設の休業要請は「新北海道スタイル」の準備が整い次第解除 ・催物は、概ね3週間ごとに、段階的に規模要件緩和
令和2年 8月1日	● 新北海道スタイル集中対策期間 (8/1～9/30) ・接待を伴う飲食店へ働きかけ ・接待を伴う飲食店以外への働きかけ ・宿泊・交通事業者への働きかけ
令和2年 10月28日	● 集中対策期間 (10/28～R3.3/7) ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える ・飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践（特に札幌市内での徹底） ・マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践 ・テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用 等
令和3年 3月8日	● 感染の再拡大防止に向けて (3/8～5/8) ・感染防止行動の実践（3つの場面での行動のポイント） ・道の取組（行動変容の定着に向けた普及啓発等、感染再拡大の予兆の探知等、予兆に対する迅速な対応）

年月日	要請内容等
令和3年 5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置 (5/9~5/15) <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市内を対象区域に指定 ・飲食店、遊興施設に対し、酒類提供を行わない、時短（営業20時まで）等を要請 ・大規模な集客施設に対し、時短（営業20時まで）を要請 ● まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組 (5/9~5/15) <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市を除く全道域に札幌市との不要不急の往来自粛や基本的な感染防止行動の実践を要請
令和3年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道における緊急事態措置 (5/16~6/20) <ul style="list-style-type: none"> ・全道に不要不急の外出を控えるよう要請 <特定措置区域：札幌市、小樽市、旭川市、石狩振興局管内> ・飲食店等に対し、休業（酒類提供飲食店等）・時短（営業20時まで）等を要請 ・大規模な集客施設に対し、時短（営業20時まで）・土日祝日休業を要請
令和3年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道におけるまん延防止等重点措置 (6/21~7/11) <ul style="list-style-type: none"> <措置区域：札幌市内> ・飲食店等に対し、時短（酒類提供19時※営業20時まで）等を要請 ※酒類提供は、人数要件、アクリル板の設置等一定の要件を満たした店舗に限る。 ・大規模な集客施設に対し、時短（20時）等を要請 <経過区域：小樽市、旭川市、石狩振興局管内> ・飲食店等に対し、時短（酒類提供20時、営業21時まで）等を要請
令和3年 7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏の再拡大防止特別対策 (7/12~8/1) <ul style="list-style-type: none"> <対象地域：全道域> ・基本的な感染防止対策の徹底・感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往來を控える <重点地域：札幌市> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、時短（酒類提供20時、営業21時まで）等を要請
令和3年 8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道におけるまん延防止等重点措置 (8/2~8/26) <ul style="list-style-type: none"> <措置区域：札幌市内> ・不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等は、酒類提供を行わない、営業時間は5時から20時まで <その他市町村> ・札幌市との不要不急の往來を控える
令和3年 8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道における緊急事態措置 (8/27~9/30) <ul style="list-style-type: none"> <対象地域：全道域> ・不要不急の外出を控えるよう要請 <特定措置区域：札幌市、小樽市、旭川市、石狩振興局管内> ・飲食店等は、休業（酒類提供飲食店等）、酒類を提供しない飲食店の営業時間は5時から20時まで ・大規模な集客施設に対し、時短（営業20時まで）等を要請
令和3年 9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者認証制度 受付開始 (9/24~R5.3/20) <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、認証 ・札幌市：9/24~ 札幌市を除く石狩管内、小樽市、旭川市、函館市：10/1~ その他地域：10/22~ 受付開始

年月日	要請内容等
令和3年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋の再拡大防止特別対策 (10/1~10/31) <対象地域：全道域（期間：10/1~10/31）> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底 ・感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往來を控える <重点地域：札幌市（期間：10/1~10/14）> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、時短（酒類提供19時30分、営業20時まで）等を要請 ※第三者認証店については、酒類提供20時、営業時間21時まで可能
令和3年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冬の感染拡大防止に向けて」 (11/1~) ・特措法に基づく協力要請は終了（イベント除く）し、感染防止行動の呼びかけを実施
令和3年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年末年始における感染拡大防止に向けて」 (11/30~) ・年末年始における感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動の呼び掛けを実施
令和4年 1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冬期間における感染拡大防止に向けて」 (1/8~1/26) ・国内におけるオミクロン株の感染の広がりを踏まえ、道内での感染拡大を回避するため、基本的な感染防止行動の呼び掛けを実施
令和4年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道におけるまん延防止等重点措置 (1/27~3/21) <措置区域：全道域> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える ・不要不急の都道府県間の移動は極力控える ・飲食店等に対し時短等を要請 （認証店）営業5時から21時まで、酒類提供11時から20時まで、又は 営業5時から20時まで、酒類提供しない （非認証店）営業5時から20時まで、酒類提供しない
令和4年 3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年度末、年度始めにおける再拡大防止対策」 (3/22~4/17) ・人事異動、進学などによる人の入れ替えに伴う感染拡大を回避するため、基本的な感染防止行動を実践
令和4年 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」 (4/18~) ・感染力が強いとされるBA.2系統への置き換わりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、道民の皆様特に3つの行動（普段から、飲食では、感染に不安を感じる時は）のご協力をお願い。 ・道民や来道者に対して、3つの行動やワクチンの3回目接種など、ゴールデンウィークに実践いただきたい行動を呼び掛け(4/27~)
令和4年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い (5/27~) <ul style="list-style-type: none"> ・3つの行動とワクチンの接種 ・イベント開催についての要請 ・マスク着用の注意点
令和4年 8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● BA.5対策強化宣言である「夏の感染拡大防止パッケージ」 (8/10~31) ・道が中心に取り組む「保健・医療提供機能の十分な発揮」と道民等が取り組む「感染防止行動の徹底とワクチンの接種」、事業者等が取り組む「感染防止対策と社会経済活動の両立」を呼びかけ
令和4年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」※BA.5対策強化宣言継続 (9/1~30) ・緊急避難措置としての全数届出の見直しを行わず、健康フォローアップセンターの機能や体制の検討を行うなど、必要な対応を加速

年月日	要請内容等
令和4年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「全数届出の見直しに対応した取組の推進」 (10/1～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅療養者へのサポートの強化など、道としての取組を推進。道民や事業者に、引き続き、基本的な感染防止行動の実践とワクチン接種などを呼びかけ ・ 10月中旬以降の来道者の増加を見越し、全数届出の見直し後の新たな療養支援について、あらかじめ観光事業者等と認識を共有
令和4年 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ● 道民の皆様へのお願い (11/18～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の再底 ・ オミクロン株対応ワクチンについて速やかな接種を検討 ・ 高齢者や基礎疾患を有する方と接する場合、検査を受ける
令和4年 11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ● 道民の皆様へのお願い (11/25～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の再底 ・ オミクロン株対応ワクチンについて速やかな接種を検討 ・ 事業者の方々へ業務家族計画の策定・点検
令和4年 12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年末年始における感染拡大防止に向けて」 (12/15～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクが高まる3つの場面における5つの行動について呼びかけ ・ 季節性インフルとの同時流行に備えた外来医療提供体制の整備や検査体制の確保、観光事業者や観光客への感染防止対策について呼びかけ
令和5年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冬の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」 (1/13～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止行動の徹底、特に冬のイベント参加時における一層の徹底 ・ 日頃からの備えとワクチン接種の検討
令和5年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● マスク着用は個人の判断が基本となります (2/10～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診時など、周囲の方に感染を広げないためにマスクを着用 ・ 高齢者等は、ご自身を感染から守るためにマスク着用が効果的
令和5年 3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「道民の皆様へのお願い」 (3/13～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末・年度始めにかけて、基本的な感染対策を含め、感染に不安を感じるときや症状があるときの行動について再確認を呼びかけ
令和5年 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5類感染症に移行します (5/8～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行後の基本的感染対策は個人や事業者の判断が基本 ・ 症状があるときは、かかりつけ医または健康相談センターに相談

北海道スタイル

■内容 国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向け、北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、道民の皆様と事業者の方々が連携しながら、北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続やビジネスチャンス拡大に繋げていくための新しいライフスタイルやビジネススタイル。

■北海道スタイル推進協議会

令和2年6月26日 設立 会員数：1,957

■北海道スタイル取組事例

感染拡大防止の取組を積極的に実施している事業所等を紹介。

■北海道ビジネスモデル

「北海道スタイル」を導入しながら、様々なアイデアや工夫によって新たなビジネスを実践している事業者・団体の取組を紹介する事例集を発行。

⇒HBCテレビ「北のビジネス最前線」にて事例紹介

■北海道スタイルアイデアコンテスト

道内の中高生や大学生等を対象に、感染症対策を効果的・効率的に取り組むためのアイデアを募集。道内100校から765件の応募があり、受賞アイデアを決定。

■今後の対応

令和5年5月8日以降、基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねられることから、取組は5月7日で終了（北海道スタイル推進協議会は5月8日付で廃止）。

今後は、これまで構築してきた企業等とのネットワークを活用して感染防止に資する情報等の共有に取り組む。

「北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つの習慣化」

に取り組みます！

1. スタッフの小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人の接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・間仕切りなどの活用。
 - ・人数制限や空席の確保。
 - ・待差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化「見える化」)

(店名)○○○○○○○

※令和5年3月13日以降、「マスクの着用」は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることに変更。

飲食店の第三者認証制度

■目的 飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度により、飲食店における感染防止対策の実効性を高める。

■実施内容 (1) 対象者 道内で飲食業の営業許可を受けている事業者
(2) 認証基準 22項目

※国のマスク着用に関する方針の変更を踏まえ、令和5年3月13日から「食事中以外のマスク着用の推奨」等に関する基準を削除

(3) 認証の流れ 申請 → 現地調査 → 認証 → 事後調査
(4) 認証のメリット (3カ月経過後実施)

- ・店舗における感染拡大のリスク低減
- ・感染防止対策にしっかりと取り組んでいることをアピール
- ・道ホームページで広く公表し、キャンペーン等により認証店の利用を促進
- ・行動制限時の営業時間や酒類提供に係る制限緩和

■制度運用開始 令和3年9月24日(令和5年3月20日に新規認証受付を終了)

■認証状況

(令和5年3月31日現在)

	認証件数	認証率
札幌市	7,662件	71.9%
他地域	12,280件	63.5%
全道	19,942件	66.5%

※対象飲食店(推計)

- 全道3万店舗
- ・札幌 約1.1万店舗
- ・他地域 約1.9万店舗



■感染対策の実効性の確保 令和4年2月4日から、認証店の事後調査を開始
【実施件数】 19,239件(令和5年3月31日現在)

■今後の対応

国の基本的対処方針の廃止に伴い、令和5年5月7日をもって本制度は廃止。
今後は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、必要に応じて、登録先メールアドレスへの情報提供を実施。

<道民・事業者等への要請と人流等の状況>

<要請の目的：国の専門家の見解（R2.5/29 専門家会議提言）>

■緊急事態宣言による外出自粛等の要請の主な目的は、

- ①感染拡大を防ぎ、新規感染者数を減少させることで、市民の生命と健康を守ること
- ②新規感染者数を減少させることで、医療提供体制の崩壊を未然に防止し、普段であれば救える命が救えなくなるような事態を防ぐ

【緊急事態措置等の実施状況】

	時期	措置	対象地域 (行動制限等)
Ⅰ期	R2.2.28 ~3.19	道独自の緊急事態宣言	全道
	R2.4.17 ~5.25	緊急事態措置	全道
Ⅱ期	R3.5.9 ~5.15	まん延防止等重点措置	札幌市
	R3.5.16 ~6.20	緊急事態措置	全道
	R3.6.21 ~7.11	まん延防止等重点措置	札幌市、旭川市、小樽市、石狩管内
	R3.8.2 ~8.26	まん延防止等重点措置	札幌市
	R3.8.27 ~9.30	緊急事態措置	全道
Ⅲ期	R4.1.27 ~3.21	まん延防止等重点措置	全道(外出自粛要請は実施せず)

【措置実施後、ピークアウトまでの日数】

	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期
	道独自の緊急 事態宣言 (R2.2.28~)	緊急事態措置 (R2.4.17~)	まん延防止等 重点措置※1 (R3.5.9~)	まん延防止等 重点措置※2 (R3.8.2~)	まん延防止等 重点措置 (R4.1.27~)
新規感染者	16日	16日	8日	25日	15日
年代別新規感 染者 (30代以下)	—	13日	6日	21日	12日
年代別新規感 染者 (60代以上)	14日	17日	18日	20日	21日
入院患者数	16日	30日	16日	28日	29日
重症者数	—	29日	17日	37日	41日

※1 まん延防止等重点措置に続き、R3.5.16から緊急事態措置、R3.6.21からまん延防止等重点措置を実施。

※2 まん延防止等重点措置に続き、R3.8.27から緊急事態措置を実施。

行動制限と人流及び新規感染者の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

行動制限と人流及び年代別新規感染者の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

行動制限と人流及び入院患者数の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

行動制限と人流及び重症者数の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

※重症者数は公表時(R2.4.11)から記載

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

(第1期)国の専門家による評価等

<道独自の緊急事態宣言 (R2. 2/28~3/19) >

(国の専門家の評価等 (R2. 3/19 専門家会議提言))

■北海道知事による緊急事態宣言を契機として、道民の皆様が日常生活の行動を変容させ、事業者の方々が迅速に対策を講じられたことについては、急速な感染拡大の防止という観点からみて一定の効果があったものと判断しています。ただし、緊急事態宣言、大規模イベントの自粛要請等のうち、どのような対策やどのような行動変容が最も効果を上げたかについては定かではありません。

<特措法に基づく緊急事態措置 (R2. 4/17~5/25) >

(国の専門家の評価等 (R2. 5/29 専門家会議提言))

■リスクの高い繁華街などでの休業要請や営業自粛が都市部で早くから実施されていた効果や、クラスターが見られた3密環境の対策を含めて市民の行動変容がある程度起きていたことによるクラスター発生予防効果などの成果であると考えられる。

■緊急事態宣言による以下のような変化を通じ、新規感染の抑制に貢献した可能性が高い。

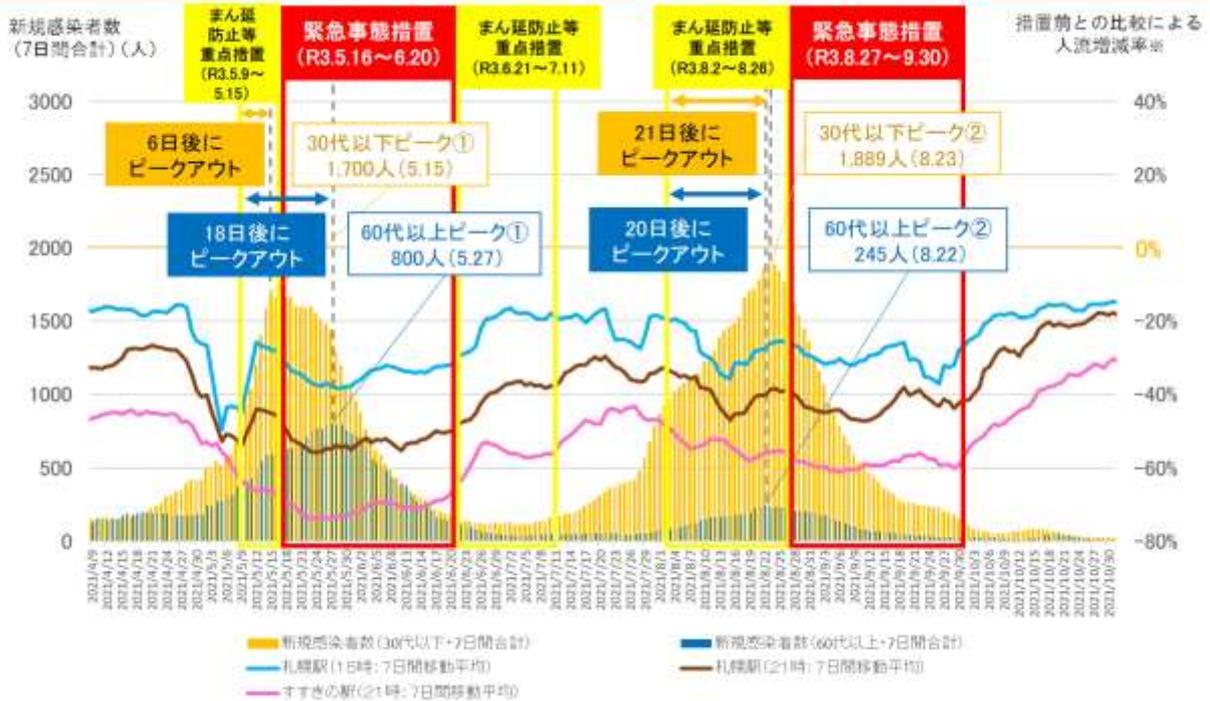
- ①緊急事態宣言期間中を通じて、感染者と感染する可能性がある人との接触機会が継続して抑制され、その減少が維持された可能性
- ②クラスターが発生しやすい場所・施設の利用機会が、外出自粛要請及び施設の使用停止の協力要請や使用制限との組み合わせにより新規感染が抑制された可能性
- ③感染拡大は大都市圏から地方へと波及する傾向にあったが、域外への外出自粛を要請することで、人の移動が抑制され、地方都市への感染拡大に歯止めがかけられたこと
- ④4月16日から5月14日までは全国が対象となり、国と連携して、全国の都道府県知事の下、一体となって対策が推進されたことなどが挙げられる

行動制限と人流及び新規感染者の状況 第II期



出典: (株)Agoop提供データを基に道作成

行動制限と人流及び年代別新規感染者の状況 第II期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

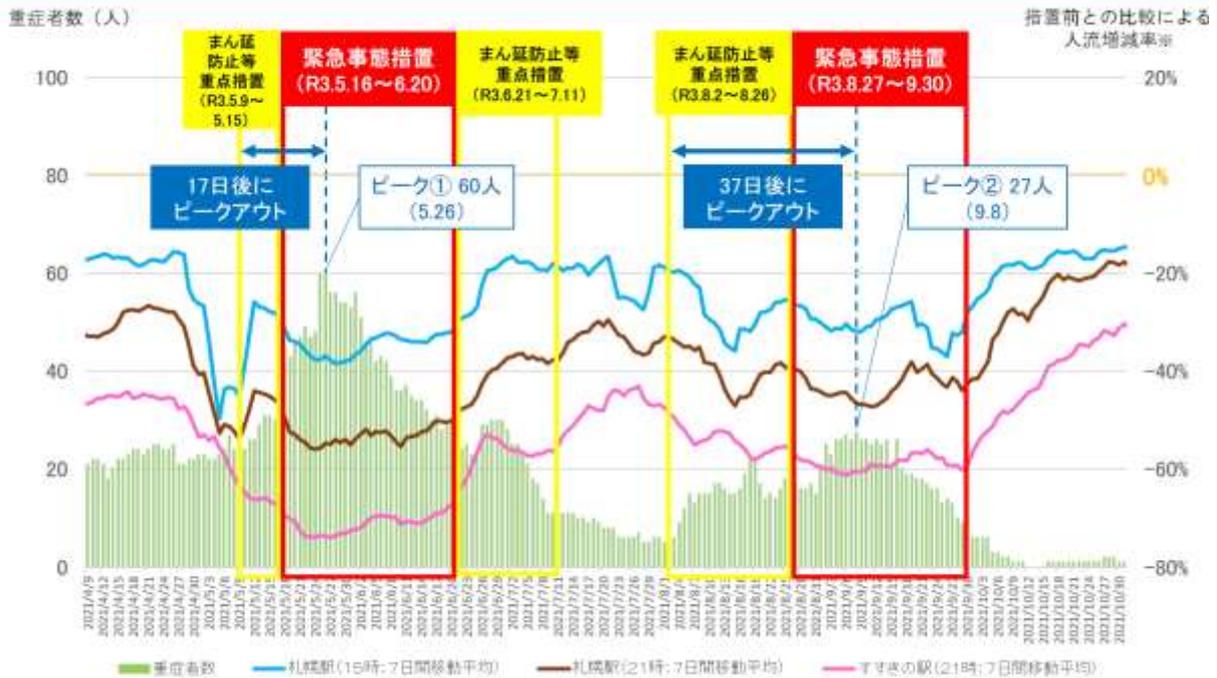
行動制限と人流及び入院患者数の状況 第II期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

行動制限と人流及び重症者数の状況 第Ⅱ期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典：(株)Agoop提供データを基に道作成

(第Ⅱ期)国の専門家による評価等

<特措法に基づく緊急事態措置 (R3. 5/16~6/20) >

(国の専門家の評価等 (R3. 6/2 アドバイザリーボード (以下ADBという)))

■北海道は、緊急事態措置の開始から2週間経過。緊急事態措置後に夜間滞留人口、昼間滞留人口とも減少し、低い水準で横ばいとなっており、今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、こうした傾向が継続するか注視が必要。札幌の医療提供体制は厳しく、病床使用率が高い状況が続き、市外への広域搬送事例も見られている。また、札幌以外の地方部でも福祉施設等でクラスターが発生している。拡大させないための対応が必要。

(国の専門家の評価等 (R3. 6/16 ADB))

■全国的に新規感染者数の減少傾向が続く可能性があるが、アルファ株及びデルタ株により、これまでより感染拡大が速く進むことが想定されることから、人流の増加の動きに留意が必要。すでに人流が増加傾向に転じた地域もあり、そうした地域では、新規感染者数の下げ止まりや、リバウンドが生じる可能性もある。

■緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置(重点措置)区域では、市民や事業者の協力により、減少傾向が見られており、その効果は着実に現れている。医療提供体制は、病床使用率が高水準となっている地域もあるが、新規感染者数、療養者数の減少に伴い、全般的に負荷の低下は見られている。

行動制限と人流及び新規感染者の状況 第Ⅲ期

・第Ⅲ期のまん延防止等重点措置の実施時における人流は、措置前と比べ減少しているが、措置の期間の後半になるにつれて上昇が見られた。

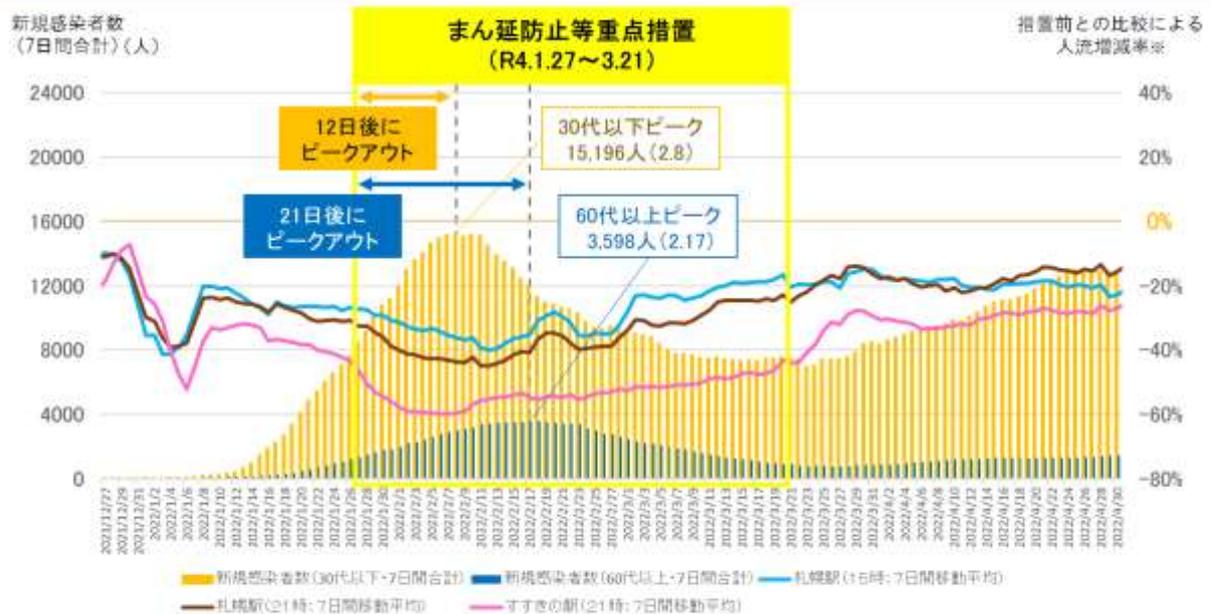


※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

行動制限と人流及び年代別新規感染者の状況 第Ⅲ期

・第Ⅲ期のまん延防止等重点措置の実施時における人流は、措置前と比べ減少しているが、措置の期間の後半になるにつれて上昇が見られた。



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

行動制限と人流及び入院患者数の状況 第Ⅲ期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に作成

行動制限と人流及び重症者数の状況 第Ⅲ期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に作成

(第Ⅲ期)国の専門家による評価等

<特措法に基づくまん延防止等重点措置 (R4.1/27~3/21) >

(国の専門家の評価等 (R4.3/23 ADB))

■継続的な減少傾向が見られた昨夏の感染拡大状況とは異なり、新規感染者数の減少は緩やかであり、未だに高いレベルで推移している。これからお花見、謝恩会、歓送迎会などの時期を迎え、特に夜間滞留人口が増加する可能性があることから、今後の感染者数の動向とあわせて注視していくことが必要。

※令和4年3月30日以降、国の専門家は、以下のような感染の増加要因と抑制要因の変化が、今後の感染状況に影響すると整理。(R4.3/30 ADB)

- ①ワクチン接種及び感染による免疫等
- ②接触状況
- ③流行株
- ④気候、季節要因

※令和4年7月15日、オミクロン株の特性なども踏まえ、国の基本的対処方針に「現下の感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持する」ことが位置づけられた。ただし、今後、ウイルスの特性に変化が生じた場合や、感染拡大により、医療がひっ迫する場合などには、行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置を講ずることとされた。